

医療従事者の負担を軽減する取り組みの評価①

手術・処置の休日・時間外・深夜加算の見直し(その1)

- 勤務医の負担の大きな原因となっている、当直や夜間の呼び出しなど、時間外・休日・深夜の対応についての改善を図るため、手術及び一部の処置の「休日・時間外・深夜加算」の見直しを行う。

【現行】手術・150点以上の処置

休日加算	80/100
時間外加算	40/100
深夜加算	80/100



【改定後】手術・1,000点以上の処置

休日加算 1	<u>160/100</u>
時間外加算 1	<u>80/100</u>
深夜加算 1	<u>160/100</u>

※ 従来の加算については加算「2」とする

【施設基準】

(1)及び(2)は当該加算を算定する診療科が実施していればよい。

- (1) 予定手術前の当直(緊急呼び出し当番を含む。)の免除※を実施していること。(年12日までは実施しなくてもよい)

※術者、第一助手のみが対象。緊急呼び出し当番を行う者については、当番日の夜間に当該保険医療機関内での診療を行わなかった場合、翌日の予定手術に係る術者及び第一助手となっても、当該日数にはカウントしない。

- (2)下記のいずれかを実施していること。(診療科ごとに異なってもよい)

- ① 交代勤務制※ (常勤の医師3名以上、夜勤の翌日の日勤は休日、日勤と夜勤を連続させる場合は休憩を置くこと)

※原則として、当該診療科において夜勤時間帯に行われる診療については、夜勤を行う医師のみによって実施されていること。ただし、同時に2件以上の緊急手術を実施する場合を除く。

- ② チーム制 (医師5人ごとに1人の緊急呼び出し当番を置き、休日・時間外・深夜の対応を一元化し、緊急呼び出し当番の翌日は休日※)

※1 当番日の夜間に院内で診療を行わなかった場合は、翌日を休日としていなくてもよい。

※2 緊急手術を行う場合は、当番以外の者が実施してもよい。ただし、その場合、翌日の予定手術には参加しないこと。

※3 休日・時間外・深夜の対応を当直医(他の診療科の当直医を含む。)が行ってもよい。

- ③ 時間外・休日・深夜の手術・1000点以上の処置の実施に係る医師(術者又は第一助手)の手当支給※

※(ア)または(イ)のどちらかを実施する。内容を就業規則に記載し、地方厚生局長等に届け出ること。(記載は27年3月31日までは実施していなくてもよい。)

(ア)その都度、休日手当、時間外手当、深夜手当、当直手当等とは別の手当を支給 (イ)年間に行った数に応じた手当を支給

医療従事者の負担を軽減する取り組みの評価②

手術・処置の休日・時間外・深夜加算の見直し(その2)

[施設基準の続き]

(3) 採血、静脈注射及び留置針によるルート確保について、原則として※医師以外が実施していること(新生児を除く。)

※1 教育的観点から臨床研修医1年目が実施する場合を除く。ただし、研修医が所属する診療科で実施する場合で、研修プログラムに支障のない範囲に限る。

※2 医師以外の医療従事者が、実際に患者に試みたが実施が困難であると判断した場合は医師が実施しても良い。(患者を実際に観察し、穿刺を行う前に判断する場合も含む。)

(4) 下記のいずれかに該当すること。

ア) 年間の緊急入院患者数が200名以上である

イ) 全身麻酔(手術を実施した場合に限る)の患者数が年800件以上である

ウ) 第三次救急医療機関、小児救急医療拠点病院、総合周産期母子医療センター、災害医療拠点病院、へき地医療拠点病院又は地域医療支援病院である

(5) 下記のア及びイの勤務医負担軽減策を実施していること

ア) 当該保険医療機関内に病院勤務医負担軽減等のための責任者を配置していること

イ) 当該保険医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会等を設置し、改善計画を作成すること。

[算定要件]

(1) 手術又は処置が保険医療機関又は保険医の都合により休日、時間外、深夜に行われた場合には算定できない。

(2) 時間外加算は、入院外の患者に対してのみ算定できる。

内視鏡検査に係る休日・時間外・深夜加算の創設

- 緊急内視鏡検査の評価を行うため、内視鏡検査の時間外・休日・深夜の加算の新設を行う。

【新設】

休日加算	<u>80/100</u>
時間外加算	<u>40/100</u>
深夜加算	<u>80/100</u>

[算定要件]

(1) 緊急内視鏡検査である場合のみ算定し、内視鏡検査が保険医療機関又は保険医の都合により休日、時間外、深夜に行われた場合には算定できない。

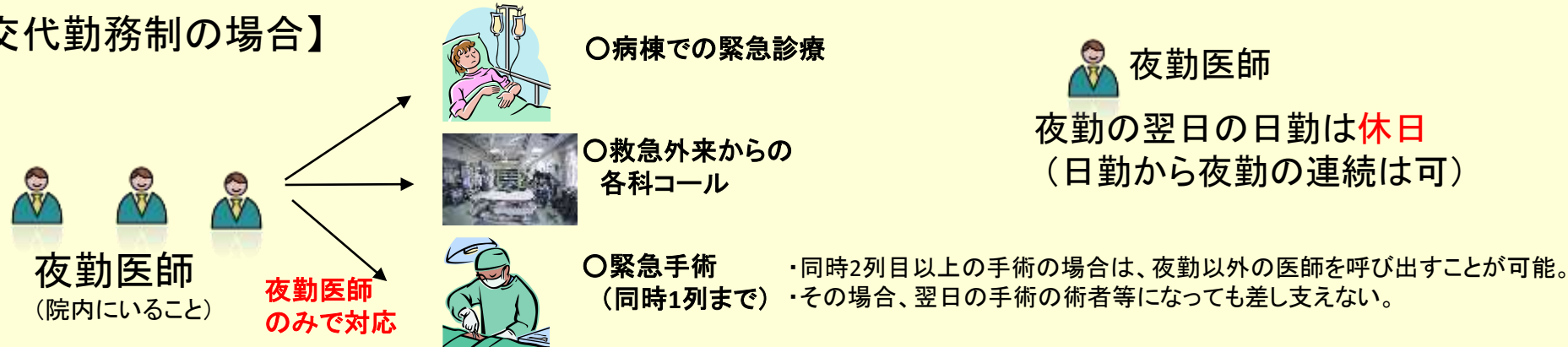
(2) 時間外加算は、入院外の患者に対してのみ算定できる。

医療従事者の負担を軽減する取り組みの評価③

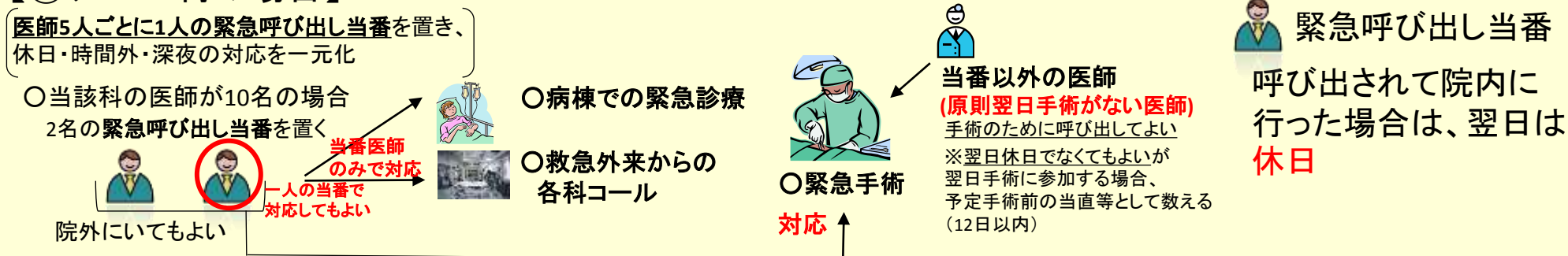
手術・処置の休日・時間外・深夜加算の施設基準のイメージ

診療科ごとに、①から③までのいずれかを実施

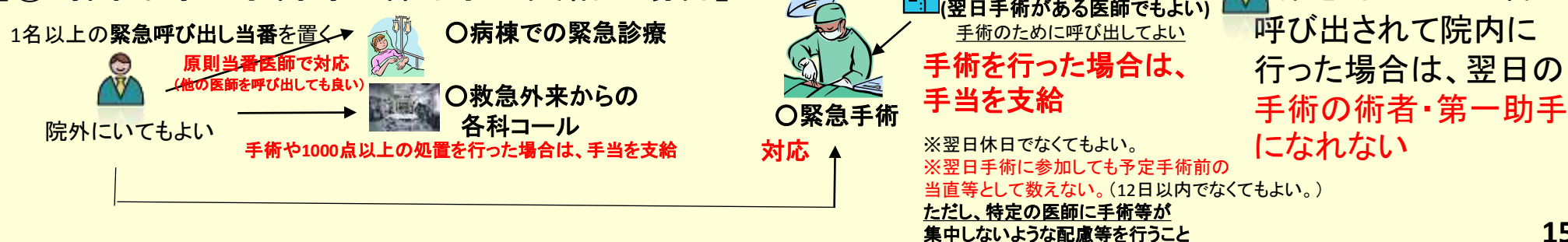
【①交代勤務制の場合】



【②チーム制の場合】



【③時間外等の手術等に係る手当支給の場合】



手術・処置の休日・時間外・深夜加算の見直し

骨子【Ⅲ－１－(1)】

第１ 基本的な考え方

勤務医の負担の大きな原因となっている、当直や夜間の呼び出しなど、時間外・休日・深夜の対応についての改善を図るため、手術及び一部の処置の休日・時間外・深夜加算の見直しを行う。

第２ 具体的な内容

手術・処置の休日・時間外・深夜加算について、より高い評価を新設する。

手術

(新)	<u>休日加算 1</u>	<u>160/100</u>
(新)	<u>時間外加算 1</u>	<u>80/100</u>
(新)	<u>深夜加算 1</u>	<u>160/100</u>

処置（1,000点以上に限る。）

(新)	<u>休日加算 1</u>	<u>160/100</u>
(新)	<u>時間外加算 1</u>	<u>80/100</u>
(新)	<u>深夜加算 1</u>	<u>160/100</u>

※ 従来の加算については加算「２」とする。

[算定要件]

- ① 手術又は処置が保険医療機関又は保険医の都合により休日、時間外、深夜に行われた場合には算定できない。
- ② 入院中の患者以外の患者に対しては、以下のいずれかの場合に算定できる。

- ア) 休日加算、時間外加算、深夜加算の算定できる初診又は再診に引き続いて行われた緊急手術又は緊急処置の場合
 - イ) 初診又は再診から8時間以内に緊急手術又は緊急処置を行う場合であって、その開始時間（手術の場合は執刀した時間をいう。）が、休日、時間外（医療機関が表示する診療時間外をいう。）又は深夜であるもの
- ③ 入院中の患者に対しては、症状の急変により、緊急手術又は緊急処置を行った場合に算定でき、休日加算又は深夜加算のみ算定できる。

[施設基準]

- ① 術者、第一助手について、予定手術前の当直（緊急呼び出し当番を含む。）の免除を実施していること。（ただし、年12回に限り実施していない日があってもよい。）
- ② 交代勤務制の実施または時間外・休日・深夜の手術・処置の実施に係る医師の手当支給を実施していること。（チーム制（数名のチームにつき、1人の緊急呼び出し当番を置き、休日・時間外・深夜の対応を一元化しており、緊急呼び出し当番の翌日は休日としていることをいう。）の場合も交代勤務制を実施していると見なす。）
- ③ 採血、静脈注射及び留置針によるルート確保について、原則として医師以外が実施していること。
- ④ 下記のア～ウのいずれかに該当すること。
 - ア) 年間の緊急入院患者数が200名以上である
 - イ) 全身麻酔（手術を実施した場合に限る）の患者数が年800件以上である
 - ウ) 第三次救急医療機関、小児救急医療拠点病院、総合周産期母子医療センター、災害医療拠点病院、へき地医療拠点病院又は地域医療支援病院である
- ⑤ 下記のア及びイの勤務医負担軽減策を実施していること。
 - ア) 当該保険医療機関内に病院勤務医負担軽減等のための責任者を配置していること
 - イ) 当該保険医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会等を設置し、改善計画を作成すること。
(計画に含まれる内容)
 - ・ 役割分担の具体的内容

(計画に含まれることが望ましい内容)

- ・ 医師事務作業補助者の配置
- ・ 短時間正規雇用医師の活用
- ・ 地域の他の保険医療機関との連携体制
- ・ 外来縮小の取組

等

内視鏡検査に係る休日・時間外・深夜加算の創設

骨子【Ⅲ－１－(1)】

第１ 基本的な考え方

緊急内視鏡検査の評価を行うため、内視鏡検査の時間外・休日・深夜の加算の新設を行う。

第２ 具体的な内容

内視鏡検査において、時間外・休日・深夜の加算の新設を行う。

(新)	<u>休日加算</u>	<u>80/100</u>
(新)	<u>時間外加算</u>	<u>40/100</u>
(新)	<u>深夜加算</u>	<u>80/100</u>

[算定要件]

- ① 内視鏡検査が保険医療機関又は保険医の都合により休日、時間外、深夜に行われた場合には算定できない。
- ② 入院中の患者以外の患者に対しては、以下のいずれかの場合に算定できる。
 - ア) 休日加算、時間外加算、深夜加算の算定できる初診又は再診に引き続いて行われた緊急内視鏡検査の場合
 - イ) 初診又は再診から８時間以内に緊急内視鏡検査を行う場合であって、その開始時間が、休日、時間外（医療機関が表示する診療時間外をいう。）又は深夜である場合
- ③ 入院中の患者に対しては、症状の急変により、緊急内視鏡検査を行った場合であって、その開始時間が、休日又は深夜である場合に算定できる。